

第122回宍粟市議会臨時会 提出議案等一覧（令和7年5月20日提出分）

議案番号	件 名
第 60 号議案	令和6年度宍粟市一般会計補正予算（第8号）の専決処分（専決第4号）の承認について
第 61 号議案	宍粟市税条例の一部改正の専決処分（専決第5号）の承認について
第 62 号議案	宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第6号）の承認について
報告第2号	繰越計算書の報告について
報告第3号	市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について
報告第4号	一般財団法人宍粟北みどり農林公社令和6年度決算書及び令和7年度事業計画書等の提出について

第60号議案

令和6年度宍粟市一般会計補正予算（第8号）の専決処分（専決第4号）の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年5月20日提出

宍粟市長 福 元 晶 三



専決第 4 号

令和 6 年度宍粟市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 6 年度宍粟市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の変更は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

上記は、急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

宍粟市長 福 元 晶 三

第 1 表 繰越明許費補正

変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
商工費	商工費	原不動滝公園周辺整備事業	30,000	52,709

第61号議案

宍粟市税条例の一部改正の専決処分（専決第5号）の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年5月20日提出

宍粟市長 福 元 晶 三



専決第5号

宍粟市税条例の一部改正の専決処分について

宍粟市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市税条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月 31 日

条例第28号

宍粟市税条例（平成17年宍粟市条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
（市民税の申告） 第36条の2 [略] [2～9 略] 10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 （1）代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する	（市民税の申告） 第36条の2 [略] [2～9 略] 10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 （1）代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する

改 正 前	改 正 後
個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） 〔(2)～(4) 略〕 〔2 略〕 （種別割の税率） 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの<u>又は</u>定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 〔追加〕 <u>ウ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの<u>又は</u>定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>エ</u> 〔略〕 〔(2)・(3) 略〕 （種別割の減免） 第89条 〔略〕	個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） 〔(2)～(4) 略〕 〔2 略〕 （種別割の税率） 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ウに掲げるものを除く。</u>）<u>又は</u>定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ウ</u> 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>エ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（<u>ウに掲げるものを除く。</u>）<u>又は</u>定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>オ</u> 〔略〕 〔(2)・(3) 略〕 （種別割の減免） 第89条 〔略〕

改 正 前	改 正 後
2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 〔(1) 略〕 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） 〔(3)・(4) 略〕 (5) 原動機の総排気量又は<u>定格出力</u> 〔(6)～(8) 略〕 [3 略] （身体障害者等に対する種別割の減免）	2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 〔(1) 略〕 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） 〔(3)・(4) 略〕 (5) 原動機の総排気量又は<u>定格出力（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）</u> 〔(6)～(8) 略〕 [3 略] （身体障害者等に対する種別割の減免）
第90条 [略] 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下	第90条 [略] 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下

改 正 前	改 正 後
この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 〔（１）～（４） 略〕 （５） <u>運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件</u> 〔（６） 略〕 [追加] <u>3</u> [略]	この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 〔（１）～（４） 略〕 （５） <u>運転免許証又は道路交通法第95条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件</u> 〔（６） 略〕 <u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> <u>4</u> [略]

改 正 前	改 正 後
<u>4</u> [略] （特別土地保有税の減免） 第139条の3 [略] 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 （1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） [(2)・(3) 略] [3 略] （入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告） 第149条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 （1） 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事	<u>5</u> [略] （特別土地保有税の減免） 第139条の3 [略] 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 （1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） [(2)・(3) 略] [3 略] （入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告） 第149条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 （1） 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事

改 正 前	改 正 後
務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) [(2)・(3) 略] 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 [略] [2～13 略] 14 法<u>附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 15 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 [16・17 略] (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 [略] [2～13 略] [追加] 14 [略]	務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) [(2)・(3) 略] 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 [略] [2～13 略] 14 法<u>附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 15 法<u>附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 [16・17 略] (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 [略] [2～13 略] <u>14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u> <u>15 [略]</u>

改 正 前	改 正 後
<u>15</u> [略]	<u>16</u> [略]
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の宍粟市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第62号議案

宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第6号）の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年5月20日提出

宍粟市長 福 元 晶 三



専決第6号

宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について

宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

宍粟市長 福元晶三

宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月 31 日

条例第29号

宍粟市国民健康保険税条例（平成17年宍粟市条例第112号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
（課税額） 第2条 [略] 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 [4 略] （国民健康保険税の減額） 第16条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を	（課税額） 第2条 [略] 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。 [4 略] （国民健康保険税の減額） 第16条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を

改 正 前	改 正 後
減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 〔（１） 略〕 （２） 法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） 〔ア～カ 略〕 （３） 法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき<u>54万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） 〔ア～カ 略〕 〔２・３ 略〕	減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 〔（１） 略〕 （２） 法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき<u>30万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） 〔ア～カ 略〕 （３） 法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） 〔ア～カ 略〕 〔２・３ 略〕
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、〔 〕の箇所は注記である。	

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の宍粟市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 2 号

繰越計算書の報告について

繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第 2 項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 20 日 提出

宍粟市長 福 元 晶 三

一般会計

(単位：円)

款	項	事 業 名	金 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	波賀市民協働センター駐車場等整備事業	56,160,000	56,160,000			53,300,000		2,860,000
		第五次L G W A N接続業務	2,268,000	2,268,000					2,268,000
3 民生費	1 社会福祉費	しそう物価高騰支援給付事業（住民税非課税世帯）	6,661,000	6,661,000		6,661,000			
		しそう物価高騰支援給付事業（住民税均等割のみ課税世帯）	2,336,000	2,336,000		2,336,000			
4 衛生費	1 保健衛生費	健康管理システム改修業務	715,000	715,000		715,000			
6 商工費	1 商工費	原不動滝公園周辺整備事業	52,709,000	52,709,000			41,600,000		11,109,000
7 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	83,000,000	82,953,000		26,626,000	56,300,000		27,000
		橋梁長寿命化修繕事業	6,000,000	6,000,000			6,000,000		
	4 都市計画費	最上山公園整備事業	12,000,000	12,000,000					12,000,000
8 消防費	1 消防費	西はりま消防組合負担金	14,125,000	12,644,000			11,900,000		744,000
9 教育費	1 教育総務費	校務用パソコン購入事業	79,320,000	70,420,000					70,420,000
	3 中学校費	中学校屋内運動場空調設備整備事業	257,978,000	257,978,000		128,989,000	128,900,000		89,000
	6 保健体育費	学校給食センター厨房機器更新事業	17,050,000	16,130,000					16,130,000
合 計			590,322,000	578,974,000		165,327,000	298,000,000		115,647,000

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額 (単位：円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						国県支出金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	坂配水池更新工事	91,168,000	68,500,000	22,668,000		22,600,000	68,000			社会情勢によりポンプ等の納入 遅延が生じ、年度内の完成が困難 となったため。
		坂配水池更新工事監理業務委託	1,430,000		1,430,000		1,400,000	30,000			ポンプ等の納入遅延により監理 を行う工事の年度内完了が困難 となったため。
		合 計	92,598,000	68,500,000	24,098,000		24,000,000	98,000			

地方公営企業法第26条第 2 項ただし書の規定による事故繰越額 (単位：円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						国県支出金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 水道事業費用	1 営業費用	上寺浄水場再構築事業発注支援業 務委託	3,300,000		3,300,000			3,300,000			発注業務におけるプロポーザル の実施時期を延期したため。
合 計			3,300,000		3,300,000			3,300,000			

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						国県支出金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	新病院整備工事実施設計技術協力 業務委託	4,950,000		4,950,000		4,900,000	50,000			新病院整備費用のさらなる抑制 等のために実施設計期間を延長 したことにより、年度内での完了 が困難なため。
合 計			4,950,000		4,950,000		4,900,000	50,000			

報告第3号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により定めた市長において専決処分をすることができる事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月20日提出

宍粟市長 福元晶三

事件概要	相手方	損害賠償額	専決年月日
令和7年2月8日午前8時頃、宍粟市山崎町塩山514番地1西側路上において、宍粟市職員が職務上市有自動車を運転中に過失により相手方所有の車両を破損させたもの	宍粟市 個人	896,650円	令和7年 4月7日
令和7年3月22日午後4時25分頃、宍粟市一宮町安積690番地1先において、宍粟市消防団員が職務中に過失により相手方所有の車両を損傷させたもの	宍粟市山崎町今宿5番地 兵庫県宍粟警察署長 重信裕一	90,541円	令和7年 5月7日
令和7年1月31日午前8時12分頃、宍粟市山崎町中広瀬121番地3において、労働者派遣元事業主公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会会員が職務上市有自動車を運転中に過失により相手方に身体的被害を与えたもの	宍粟市 個人	94,395円	令和7年 5月8日
令和7年2月8日午前6時5分頃、宍粟市山崎町上ノ215番地において、宍粟市職員が職務上市有自動車を運転中に過失により相手方所有のフェンス等を破損させたもの	宍粟市 個人	237,600円	令和7年 5月8日
令和7年1月31日午前8時12分頃、宍粟市山崎町中広瀬121番地3において、労働者派遣元事業主公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会会員が職務上市有自動車を運転中に過失により相手方に身体的被害を与えたもの	宍粟市 個人	31,315円	令和7年 5月8日

事件概要	相 手 方	損害賠償額	専決年月日
令和7年1月31日午前8時12分頃、宍粟市山崎町中広瀬121番地3において、労働者派遣元事業主公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会会員が職務上市有自動車を運転中に過失により相手方に身体的被害を与え、及び相手方所有の車両を破損させたもの	宍粟市 個人	141,413円	令和7年 5月8日

報告第 4 号

一般財団法人宍粟北みどり農林公社令和 6 年度決算書及び令和 7 年度事業計画書等の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の5第1項の規定により、一般財団法人宍粟北みどり農林公社の令和 6 年度決算書及び令和 7 年度事業計画書等を提出する。

令和 7 年 5 月 20 日 提出

宍粟市長 福 元 晶 三

令和6年度

決算報告書

(第 31 期)

事業報告書（概要）	1
事業損益計算書（総括）	2
収支計算書（収入の部）	3
〃 （支出の部）	4
貸借対照表	5
財産目録	6
正味財産増減計算書	7
監査意見書	8

自・令和6年4月 1日

至・令和7年3月31日

(一財) 宍粟北みどり農林公社

1. 事業概要

(1) 農業経営事業

項 目	面 積	備 考
農業経営	19.8ha	水稻9.5ha(内酒米4.0ha) 黒大豆5.5ha 白大豆1.8ha その他3.0ha

(2) 農作業受託事業

事業種目	本年度実績	本年度計画	前年同期実績	備 考
耕 耘	120.3ha	125.0ha	120.7ha	
内訳 耕起	27.5ha	30.0ha	27.3ha	
代かき	17.9ha	20.0ha	18.2ha	
肥料散布	74.9ha	75.0ha	75.2ha	
防除(稲)	274.2ha	290.0ha	287.2ha	
防除(豆)	46.9ha	40.0ha	39.2ha	
育 苗	65,140枚	66,000枚	67,732枚	コシヒカリ、キヌヒカリ、WCS等
田 植	25.7ha	31.0ha	30.5ha	
刈 取	52.3ha	55.0ha	53.3ha	
ライスセンター	354.2t	450.0t	399.7t	
黒大豆	8.8t	12.0t	7.2t	

(3) 生産及び加工等の研究

丹波黒大豆原種ハウス(7棟 15a) 黒大豆採種圃場(2.0ha)

紫黒米(主食、種子用0.6ha) 小麦 0.5ha

アスパラガス苗(300本) ジャンボピーマン苗(1,000本)

サツマイモ苗(1,150本)

(4) 主な処理事項

4月 19日	令和5年度決算監査
4月 25日	理事会
6月 11日	評議員会
11月 11日	令和6年度上半期仮決算監査
12月 2日	理事会

令和6年度

事業損益計算書（総括）

単位：円

科 目		決 算 額	本 年 度 計 画	前 年 同 期 実 績	備 考
事業収入	基本財産運用収入	51,625	50,000	51,761	
	農業経営事業収入	24,999,238	25,500,000	20,508,815	
	農作業受託事業収入	101,587,738	103,200,000	102,090,979	
	林作業受託事業収入	0	0	0	
	農産加工事業収入	1,702,167	1,500,000	1,455,967	
	地方公共団体補助金	600,000	600,000	0	
	雑収入	249,516	250,000	133,820	
	受取配当金	1,000	0	1,000	
事業収入計		129,191,284	131,100,000	124,242,342	
事業費用	農業経営事業費用	21,782,759	18,120,000	18,892,115	
	農作業受託事業費用	101,741,818	97,900,000	98,986,282	
	林作業受託事業費用	0	0	0	
	農産加工事業費用	4,237,893	3,970,000	3,934,470	
	事業管理費用	18,533,624	19,110,000	18,887,643	
事業費用計		146,296,094	139,100,000	140,700,510	
当期収益合計		▲17,104,810	▲8,000,000	▲16,458,168	

収 支 計 算 書

(収入の部)

単位：円

科 目		決 算 額	本 年 度 計 画	前 年 同 期 実 績	備 考
基 本 財 産 運 用 収 入		51,625	50,000	51,761	
農 業 経 営 事 業 収 入		24,999,238	25,500,000	20,508,815	
農 作 業 受 託 事 業 収 入		101,587,738	103,200,000	102,090,979	
内 訳	耕 耘	17,978,929	18,000,000	18,054,145	
	育 苗	51,683,150	52,000,000	50,353,641	
	田 植	4,062,147	4,200,000	4,569,816	
	稲 刈	11,282,350	11,000,000	11,363,544	
	ライスセンター	12,521,845	14,500,000	14,327,344	
	大 豆	4,059,317	3,500,000	3,422,489	
林 作 業 受 託 事 業 収 入		0	0	0	
農 林 産 物 生 産 加 工 事 業 収 入		1,702,167	1,500,000	1,455,967	
地 方 公 共 団 体 補 助 金		600,000	600,000	0	
雑 収 入		249,516	250,000	133,820	
受 取 配 当 金		1,000	0	1,000	
当 期 収 入 合 計		129,191,284	131,100,000	124,242,342	

収 支 計 算 書

(支出の部)

単位：円

科 目		決 算 額	本 年 度 計 画	前 年 同 期 実 績	備 考
農 業 經 営 事 業 費 用	小 計	21,782,759	18,120,000	18,892,115	
	給 料 手 当	3,835,259	3,720,000	3,714,194	
	臨 時 賃 金	575,625	600,000	589,875	
	福 利 厚 生 費	569,300	520,000	514,461	
	消 耗 品 費	5,408,698	2,750,000	2,769,949	
	燃 料 費	217,175	230,000	220,860	
	委 託 費	10,656,441	9,805,000	10,468,847	
	賃 借 料	0	0	0	
	車 輛 費	300,000	145,000	300,000	
	雑 費	220,261	350,000	313,929	
農 作 業 受 託 事 業 費 用	小 計	101,741,818	97,900,000	98,986,282	
	耕 耘	15,944,525	13,600,000	16,471,769	
	育 苗	42,134,961	42,600,000	41,263,780	
	田 植	3,332,429	4,000,000	4,082,116	
	稲刈	9,689,340	8,500,000	9,448,940	
	ライスセンター	24,366,226	24,800,000	23,413,042	
	大 豆	6,274,337	4,400,000	4,306,635	
林 作 業 受 託 事 業 費 用		0	0	0	
農 林 産 物 生 産 加 工 事 業 費 用		4,237,893	3,970,000	3,934,470	
事 業 管 理 費 用	小 計	18,533,624	19,110,000	18,887,643	
	業務協力費	6,735,457	6,600,000	6,577,182	
	給 料 手 当	5,447,250	5,500,000	5,454,250	
	福 利 厚 生 費	1,041,027	1,050,000	1,036,253	
	会 議 費	135,025	150,000	134,707	
	旅 費 交 通 費	1,564	10,000	2,273	
	通 信 運 搬 費	500,515	550,000	537,594	
	車 輛 費	0	0	0	
	消 耗 品 費	41,611	150,000	151,060	
	印 刷 費	178,407	200,000	183,110	
	水 道 光 熱 費	861,604	850,000	829,325	
	賃 借 料	569,600	600,000	600,600	
	租 税 公 課	613,883	250,000	579,880	
	支 払 利 息	258,201	280,000	215,850	
	雑 費	2,149,480	2,920,000	2,585,559	
当 期 支 出 合 計		146,296,094	139,100,000	140,700,510	

貸借対照表

単位：円

科 目	金 額		
資産の部			
流動資産		24,102,244	
現金	77,089		
当座預金	▲10,970,697		
定期預金	30,000,000		
未収金	4,995,852		
固定資産		164,412,970	
基本財産預金	121,250,000		
車輛機械等	51,600,490		
減価償却	▲8,437,518		
除却	▲2		
投資等		100,000	
出資金	100,000		
資産合計			188,615,214
負債の部			
流動負債		3,021,926	
未払金	347,480		
預り金	353,546		
未払法人税	72,000		
未払消費税	2,248,900		
固定負債		39,100,000	
長期借入金	39,100,000		
負債合計			42,121,926
正味財産の部		146,493,288	146,493,288
基本金	121,250,000		
繰越剰余金	42,348,098		
当期剰余金	▲17,104,810		
負債及び正味財産合計			188,615,214

財産目録

令和7年3月31日現在

単位：円

科 目	金 額		
資産の部			
流動資産			
現金	77,089		
当座預金	▲10,970,697		
定期預金	30,000,000		
未収金	4,995,852		
流動資産計		24,102,244	
固定資産			
基本財産預金	121,250,000		
車輛機械等	43,162,970		
固定資産計		164,412,970	
投資等			
出資金	100,000		
投資計		100,000	
資 産 合 計			188,615,214
負債の部			
流動負債			
未 払 金	347,480		
預 り 金	353,546		
未払法人税	72,000		
未払消費税	2,248,900		
流動負債計		3,021,926	
固定負債			
長期借入金	39,100,000		
固定負債計		39,100,000	
負 債 合 計			42,121,926
正 味 財 産			146,493,288

正味財産増減計算書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

単位：円

科 目	金 額		
1. 増加原因の部			
1) 基本財産運用収入		51,625	
基本財産利息収入	51,625		
2) 事業収入		128,289,143	
農業経営事業	24,999,238		
農作業受託事業	101,587,738		
林作業受託事業	0		
農林産物生産加工	1,702,167		
3) 地方公共団体補助金		600,000	
地方公共団体補助金	600,000		
4) 雑収入		250,516	
その他	249,516		
受取配当金	1,000		
合 計			129,191,284
2. 減少原因の部			
1) 事業費		127,762,470	
農業経営事業	21,782,759		
農作業受託事業費	101,741,818		
林作業受託事業	0		
農林産物生産加工	4,237,893		
2) 事業管理費		18,533,624	
業務協力費	6,735,457		
その他費用	11,798,167		
合 計			146,296,094
当期正味財産増減額			▲17,104,810
前期繰越正味財産			163,598,098
期 末 正 味 財 産 額			146,493,288

令和7年度

事業計画

(第32期)

1. 事業概要

2. 事業損益計画

自：令和 7年 4月 1日

至：令和 8年 3月 31日

(一財) 宍粟北みどり農林公社

1. 事業概要

(1) 農業経営事業

項 目	面 積	備 考
農業経営	19.1 ha	水稻11.0ha(内酒米4.0ha 水稻後小麦4.0ha) 黒大豆3.6ha 白大豆1.5ha その他3.0ha

(2) 農作業受託事業

事業種目	本年度計画	前年度実績	備 考
耕 耘	125.0 ha	120.3 ha	
内訳 耕起	30.0 ha	27.5 ha	
代かき	20.0 ha	17.9 ha	
肥料散布	75.0 ha	74.9 ha	
防除(稲)	275.0 ha	274.2 ha	
防除(豆)	47.0 ha	46.9 ha	
育 苗	63,000 枚	65,140 枚	
田 植	26.0 ha	25.7 ha	
刈 取	53.0 ha	52.3 ha	
ライスセンター	400.0 t	354.2 t	
黒大豆	10.0 t	8.8 t	

(3) 生産及び加工等の研究

丹波黒大豆原種ハウス(7棟 15a) 黒大豆採種圃場 (2.0ha)

アスパラガス苗 ジャンボピーマン苗

サツマイモ苗

2. 事業損益計画

令和7年度 事業損益計算書（総括）

（単位：千円）

科 目		本年度計画	前年度実績	備 考
事業収入	基本財産運用収入	50	52	
	農業経営事業収入	42,070	24,999	
	農作業受託事業収入	103,000	101,585	
	内 訳	耕 耘	18,000	17,978
		育 苗	52,000	51,683
		田 植	4,200	4,062
		稲 刈	11,500	11,282
		ライスセンター	13,000	12,521
		大 豆	4,300	4,059
	林作業受託事業収入	0	0	
	農産加工事業収入	1,700	1,702	
	地方公共団体補助金	600	600	
	雑 収 入	250	250	
	受 取 配 当 金	0	1	
	固 定 資 産 売 却 益	0	0	
事業収入計		147,670	129,189	
事業費用計	農業経営事業費用	21,500	21,783	
	農作業受託事業費用	103,500	101,739	
	内 訳	耕 耘	16,000	15,944
		育 苗	42,000	42,134
		田 植	3,000	3,332
		稲 刈	11,000	9,689
		ライスセンター	25,500	24,366
		大 豆	6,000	6,274
	林作業受託事業費用	0	0	
	農産加工事業費用	4,170	4,238	
	事業管理費用	18,500	18,533	
事業費用計		147,670	146,293	
当期利益金		0	△ 17,104	